

## 生涯学習推進協議会条例の新設について

### 1. 条例の概要

#### (1) 目的

豊島区における総合的文化行政を推進し、生涯学習社会を形成するため、区長の附属機関として、豊島区生涯学習推進協議会を置く。

#### (2) 所掌事項

- ① 区長の諮問に応じ、総合的文化行政の推進に関する必要な事項について調査・研究し、答申すること。
- ② 生涯学習社会の形成に関する必要な事項を区長に建議すること。
- ③ 生涯学習に関する計画の策定に関して、意見を述べること。
- ④ その他生涯学習に関する事項について、区長に対し意見を述べること。

#### (3) 組織

学識経験者	5人以内
生涯学習関係団体及び文化関係団体の構成員	4人以内
豊島区の区域内に住所又は勤務先を有する者	3人以内

#### (4) 任期

2年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする）

#### (5) 委員の位置づけ

特別職の非常勤職員：「生涯学習推進協議会委員」

#### (6) 条例の施行時期

平成17年10月1日

#### (7) 「豊島区社会教育委員の設置に関する条例」の廃止

### 2. 生涯学習推進協議会設置の背景等

#### (1) 総合的文化行政の推進

平成16年1月、豊島区文化政策懇話会（座長：福原義春氏）による提言「豊島区の文化政策に関する提言～としま文化特区の実現に向けて～」において、文化政策は区政全般を牽引する総合的な政策であるとされており、区民生活・福祉・環境・教育・産業・まちづくりといったより幅の広い視点からのアプローチが強く求められてきているとの考え方から、総合的文化行政の推進を区政の重要政策に位置づけた。

(2) 生涯学習部門の区長部局への移行

上記(1)に伴い、文化活動の一翼を担う生涯学習部門の施策体系や施設についても改めて見直しを行い、区民文化のさらなる伸展を図りつつ「文化都市としま」の実現に向けて、生涯学習に関する事業を区長部局へ移行した。

3. 生涯学習推進協議会（新設）と社会教育委員会議（現行）の比較

	生涯学習推進協議会	社会教育委員会議（現行）
所掌事項	1 区長の諮問に応じ、総合的文化行政の推進に関する必要な事項について調査・研究し、答申すること。 2 生涯学習社会の形成に関する必要な事項を区長に建議すること。 3 生涯学習に関する計画の策定に関して、意見を述べること。 4 その他生涯学習に関する事項について、区長に対し意見を述べること。	（社会教育法より） 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
委員定数	学識経験者 5人以内 生涯学習関係団体及び文化関係団体の構成員 4人以内 豊島区の区域内に住所又は勤務先を有する者 3人以内	10人以内 （現行委員の構成） 学識経験者：5人 社会教育関係団体の関係者：3人 学校長：2人
任期	2年 （補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする）	2年 （補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする）

4. 生涯学習推進協議会の当面の活動等

下記事項について、専門的立場、区民としての立場から意見をうかがい、計画等へ反映させていく。

- ① 総合的文化行政の推進について
- ② 第二次生涯学習推進計画の策定
- ③ 生涯学習施設のあり方について
- ④ 今後の生涯学習施策について

**参 考**

**社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条・17 条**

（社会教育委員の構成）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年に関する特定の事項について、社会教育団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

# 生涯学習推進協議会の役割

